

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)

◇ 告 示
健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医療機関の指定
町営土地改良事業の認可
土地の立入りの許可
毒物劇物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の 記号番号	登 録 年 月 日
森 浩 郎	米子市旗ヶ崎六五九の一	鳥医 一、二五六	昭和四十二年四月十四日

鳥取県告示第三百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
船田 医院	西伯郡伯仙町 尾高二五九	小児科、 内科	船田 覚	昭和四十二年 四月十六日	乙表点数表
潮 診療所	会見町 三崎三七	産婦人科、 内科、外科、 小児科	潮 美史	二十一日	〃
上田 歯科医院	鳥取市西町 一丁目四五四	歯 科	上田 務	二十五日	歯科点数表
仲 歯科医院	東伯郡大栄町 由良宿	〃	仲 洋典	二十一日	〃

鳥取県告示第三百三十六号

日野郡江府町から申請のあつた町営土地改良（単県農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 電気事業
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市田鶴、安長
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十二年五月十五日から昭和四十二年十二月二十九日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和42年5月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 期日及び場所 昭和42年6月15日（木曜日）午前10時から午後3時まで
鳥取市東町 鳥取県庁講堂
- 2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品）毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法。

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品）毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法。

3 受験手続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）第2条に規定する受験申請書に500円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて昭和42年5月31日までに所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真（申請前6月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のもの）2枚
- (4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書